

新旧対照表

ページ	行数	条文	旧文(改定後)	新文(改定後)	備考
p.1	1	タイトル	全学学群学生代表者会議について	全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について	名称の変更
	3	議決者	全学学群学生代表者会議決定	全学学群学生代表者会議決定	名称の変更
	8	前文	本決定は、「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」（以下「副学長決定」という。）第84項に基づき、全学学群学生代表者会議（以下「全代会」という。）の円滑な運営を図るために運営の細目について定めるものである。	本決定は、「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」（以下「副学長決定」という。）第81項に基づき、全学学群学生代表者会議（以下「全代会」という。）の円滑な運営を図るために運営の細目について定めるものである。	副学長決定の変更
p.2	7	第七条	議長団の任期は、「副学長決定」第54項に基づき、選出日より翌年度の授業開始日までとする。また、後任の任期は、同項に従い、前任者の残任期間とする。	議長団の任期は、「副学長決定」第51項に基づき、選出日より翌年度の授業開始日までとする。また、後任の任期は、同項に従い、前任者の残任期間とする。	副学長決定の変更
	10	第八条	新年度の全代会が召集されるまでの当会議に関する諸事務は、「副学長決定」第55項に従い、前年度の構成員がこれを代行する。	新年度の全代会が召集されるまでの当会議に関する諸事務は、「副学長決定」第52項に従い、前年度の構成員がこれを代行する。	副学長決定の変更
	12	第八条2	「副学長決定」第34項に規定される選挙の運営は、前年度の構成員が行う。	「副学長決定」第32項に規定される選挙の運営は、前年度の構成員が行う。	副学長決定の変更
	13	第九条	全代会は審議の能率化をはかるため、「副学長決定」第74項に基づき、常任委員会を置く。	全代会は審議の能率化をはかるため、「副学長決定」第71項に基づき、常任委員会を置く。	副学長決定の変更
	17	第十条	全代会は常任委員会の所管に属さない問題または臨時で取り組む必要のある問題を扱う場合、「副学長決定」第80項に基づき、特別委員会を設置する。	全代会は常任委員会の所管に属さない問題または臨時で取り組む必要のある問題を扱う場合、「副学長決定」第77項に基づき、特別委員会を設置する。	副学長決定の変更
	20	第十一条	全代会の進行は、「副学長決定」第58項に基づき、議長がつかさどる。	全代会の進行は、「副学長決定」第57項に基づき、議長がつかさどる。	副学長決定の変更
p.3	8	第十四条2	意見聴取会は、「副学長決定」第71項に基づき、同第58項から第70項の規定に準じて進行する。	意見聴取会は、「副学長決定」第68項に基づき、同第55項から第67項の規定に準じて進行する。	副学長決定の変更
	10	第十五条	会議の開催手続きは、「副学長決定」第60項から第63項に従う。	会議の開催手続きは、「副学長決定」第57項から第61項に従う。	副学長決定の変更
	14	第十六条4	認可された動議議案は、「副学長決定」第60項に規定される議案と同様に審議し、その決議の結果は参考意見として議長団によって学生担当副学長に提出される。	認可された動議議案は、「副学長決定」第57項に規定される議案と同様に審議し、その決議の結果は参考意見として議長団によって学生担当副学長に提出される。	副学長決定の変更
	19	第十八条	会議の議事録は、「副学長決定」第64項に基づき、これを作成・保管し、随時公開する。	会議の議事録は、「副学長決定」第62項に基づき、これを作成・保管し、随時公開する。	副学長決定の変更
	22	第十九条	全代会は、「副学長決定」第69項に基づき、参考人を招聘することができる。	全代会は、「副学長決定」第67項に基づき、参考人を招聘することができる。	副学長決定の変更
	26	第二十条	常任委員会は、「副学長決定」第74項および第75項に基づき設置され、第75項および第76項に規定された業務を行う。	常任委員会は、「副学長決定」第71項および第72項に基づき設置され、第73項および第74項に規定された業務を行う。	副学長決定の変更
	6	第二十一条	常任委員会は、「副学長決定」第77項に基づき、全代会構成員および必要に応じ当該クラス代表者会議が推薦し、全代会の議長が任命した者によって構成される。	常任委員会は、「副学長決定」第74項に基づき、全代会構成員および必要に応じ当該クラス代表者会議が推薦し、全代会の議長が任命した者によって構成される。	副学長決定の変更
p.4	9	第二十一条2	常任委員の任命および罷免は、「副学長決定」第78項に基づき、全代会の議長が全代会の意見を聞いてこれを行う。	常任委員の任命および罷免は、「副学長決定」第75項に基づき、全代会の議長が全代会の意見を聞いてこれを行う。	副学長決定の変更
	12	第二十一条4	「副学長決定」第77項における「必要に応じ全代会の構成員が推薦し、全代会の議長が任命した者」を「専門委員」と呼称し、全代会の準構成員とする。	「副学長決定」第74項における「必要に応じ全代会の構成員が推薦し、全代会の議長が任命した者」を「専門委員」と呼称し、全代会の準構成員とする。	副学長決定の変更
	15	第二十二条	各常任委員会の委員長は、「副学長決定」第79項に基づき、当該委員会に所属する座長団の中から、その委員会の構成員の互選によって選出する。	各常任委員会の委員長は、「副学長決定」第76項に基づき、当該委員会に所属する座長団の中から、その委員会の構成員の互選によって選出する。	副学長決定の変更
p.5	18	第二十六条	特別委員会は、「副学長決定」第80項から第83項に基づき設置する。	特別委員会は、「副学長決定」第77項から第80項に基づき設置する。	副学長決定の変更
	21	第二十八条	特別委員会の委員長は、「副学長決定」第81項に基づき、委員会構成員の中から互選によって選出する。	特別委員会の委員長は、「副学長決定」第78項に基づき、委員会構成員の中から互選によって選出する。	副学長決定の変更
p.6	3	第三十二条	「副学長決定」第59項(3)「その他の各委員長」における議長の代行は次の順位による。	「副学長決定」第56項(3)「その他の各委員長」における議長の代行は次の順位による。	副学長決定の変更